

中小企業政策審議会

主管省及び庶務担当部局課 中小企業庁事業環境部企画課

電話番号 (03)3501-1765 (代表)

ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/index.html>

根拠法令 中小企業基本法第28条

設置年月日 昭和38年7月20日

所掌事務

1. 中小企業基本法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること
2. 経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、中小企業基本法の施行に関する重要事項を調査審議すること
3. 前各号に規定する事項に関し、経済産業大臣又は関係各大臣に意見を述べること
4. 中小企業等協同組合法、中小企業支援法、小規模企業共済法、下請中小企業振興法、中小小売商業振興法、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、中小企業等経営強化法、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した

事業活動の促進に関する法律、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律、産業競争力強化法及び小規模企業振興基本法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること

分科会等

<分科会>

1. 中小企業経営支援分科会

(所掌事務)

- ① 中小企業の経営の革新及び創業の促進、その経営基盤の強化並びに経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に関する重要事項を調査審議すること（中小企業分野等調整分科会の所掌に属するものを除く。）
- ② 中小企業支援法、小規模企業共済法第9条第5項、下請中小企業振興法第27条第3項、中小小売商業振興法第3条第3項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第3条第3項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第3条第3項、中小企業等経営強化法、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第3条第3項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第3条第3項、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第3条第3項及び産業競争力強化法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する

こと

2. 中小企業分野等調整分科会

(所掌事務)

- ① 中小企業の事業活動の機会を適正に確保するための大企業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること
- ② 中小企業等協同組合法第9条の2の2第4項及び中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

<小委員会>

1. 総会直属の小委員会

中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会、金融小委員会

2. 中小企業経営支援分科会の下の小委員会

共済小委員会、取引問題小委員会

委員<定数> 30人以内（学識経験者）

うち常勤 なし

<任期> 2年

<氏名> 石倉 正仁（全国社会保険労務士会連合会 参与）

伊藤 聡子（事業創造大学院大学 客員教授）

今枝 豪（全国銀行協会業務委員長行

株式会社三菱UFJ銀行 拠点部長）

（今枝委員については、令和6年4月5日現在）

加戸 慎太郎（全国商店街振興組合連合会 副理事長）

- 河原 万千子 (公認会計士・税理士)
- 小高 愛二郎 (全日本菓子工業協同組合連合会理事長
株式会社エイワ 代表取締役 会長兼CEO)
- 小林 健 (日本商工会議所 会頭)
- 諏訪 貴子 (ダイヤ精機株式会社 代表取締役社長)
- 滝澤 美帆 (学習院大学 経済学部経済学科 教授)
- 達増 拓也 (岩手県知事)
- 田村 真理子 (日本ベンチャー学会 事務局長)
- 堤 香苗 (株式会社キャリア・マム 代表取締役)
- 沼上 幹 (早稲田大学 教授)
- 橋本 美奈子 (日本濾水機工業株式会社 代表取締役社長)
- 布川 徹 (全国中小企業団体中央会 理事
富士ファニチュア株式会社 代表取締役会長)
- 森 義久 (全国商工会連合会 会長)
- 安河内 賢弘 (日本労働組合総連合会 副会長)

諮問・答申事項等

- ・令和4年度において講じようとする中小企業施策(案)、令和4年度において講じようとする小規模企業施策(案)について (R4. 3. 30 諮問、R4. 4. 7 答申)
- ・下請中小企業振興法第3条第1項の規程に基づく振興基準について (R4. 5. 23 諮問、R4. 7. 15 答申)

- ・令和4年度中小企業支援計画（案）について（R4.6.16 諮問、R4.7.26 答申）
- ・令和5年度の付加共済金の支給率について
（R5.2.14 諮問、R6.3.15 答申）
- ・令和5年度において講じようとする中小企業施策（案）、令和5年度において講じようとする小規模企業施策（案）について
（R5.4.3 諮問、R5.4.19 答申）
- ・令和5年度中小企業支援計画（案）について（R5.6.23 諮問、R5.6.26 答申）
- ・下請中小企業振興法第3条第1項の規程に基づく振興基準について（R5.12.14 諮問、R6.1.25 答申）
- ・令和6年度の付加共済金の支給率について
（R6.1.31 諮問、R6.3.15 答申）